

意見書案第1号

幼児教育・保育無償化の円滑な導入を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり東近江市議会会議規則第14条の規定により提出
します。

平成31年3月25日

東近江市議会議長
大橋保治様

提出者

東近江市議会 福祉教育こども常任委員会
委員長 竹内典子

幼児教育・保育無償化の円滑な導入を求める意見書

政府は、少子化問題の一因となっている子育てや教育にかかる負担を軽減するため、3歳から5歳までのすべての子どもたちの幼稚園、保育所、認定こども園の保育料を無償化するなどとし、消費税が増税される本年10月から実施される予定となっている。その財源においては、消費税率引き上げに伴う増収分を活用するという基本的な考え方を示している。

しかし、幼児教育・保育の無償化が新たな需要を呼び起こし、利用希望が増えることによる受入施設や幼稚園教諭・保育士の不足、また、地方自治体の財政負担の増加などが懸念されている。さらに、認可外保育施設等も対象となることによる保育の質の確保も課題である。

よって、国会及び政府においては、待機児童解消や幼児教育・保育の質の確保の取組と併せて、幼児教育・保育の無償化の確実な円滑な導入を図るため、下記の事項について取り組まれるよう強く求める。

記

- 1 幼児教育・保育の無償化の実施に当たっては、地方自治体に新たな財政負担が生じないように、必要な措置を行うこと。
- 2 公立の幼稚園、保育所、認定こども園の幼児教育・保育の無償化に伴う保育料の減収額相当分の地方財源を確実に確保すること。
- 3 幼児教育・保育の無償化の実施に当たっては、認可外保育施設の保育の質を確保するような施策を講じること。
- 4 無償化に伴う保育需要の拡大等に対応するための幼稚園教諭及び保育士の人材確保や施設の整備に対しても財政措置など必要な支援策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成31年3月 日

東近江市議会議員 大橋 保治

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 あて
財務大臣
厚生労働大臣
文部科学大臣